

各市町村介護保険主管課長  
大里広域市町村圏組合介護保険主管課長 } 様

埼玉県福祉部高齢者福祉課長（公印省略）

介護支援専門員資格の登録の際等における個人番号提出の周知について（依頼）

県の高齢者福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、介護保険法施行規則の一部改正（令和 6 年 1 2 月 1 日施行）に伴い、令和 6 年 1 2 月 1 日（日）から介護支援専門員資格に係る登録の際等において、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の第 2 条第 5 項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）の提出が義務付けられました。

これにより、同日から、介護支援専門員に係る申請書類が一部変更となります。

申請書類の様式は、県ホームページ（以下、「県ケアマネ情報局」という。）に掲載しており、変更後の様式は令和 6 年 1 2 月 1 日（日）に掲載予定です。（※）

つきましては、御多用のところ恐縮ですが、管内の居宅介護支援事業所や地域包括支援センター等の介護支援専門員へ御周知いただきますよう御協力をお願いします。

【参照】県ホームページ（県ケアマネ情報局）

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0603/caremanager/index.html>

「さいたま介護ねっと」の「7.介護の資格や人づくり」からもアクセスできます。  
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0603/kaigo-net/index.html>

（※）申請書類の変更に伴い、令和 6 年 1 1 月 2 9 日（金）1 5 時から 1 1 月 3 0 日（土）2 4 時まで電子申請システムのメンテナンスを行います。この期間は、電子申請と納付サービスをご利用いただくことができません。申し訳ございませんが何卒ご了承ください。なお、県ケアマネ情報局にも掲載しています。

担 当：介護人材担当 芳賀・大山  
電 話：0 4 8 - 8 3 0 - 3 2 3 2  
F A X：0 4 8 - 8 3 0 - 4 7 8 1  
E-mail：a3240-18@pref.saitama.lg.jp